



優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

床下点検口（気密・断熱型）

Inspection access panels for underfloors

BLS IP:2013

2013年4月30日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビエツ**

目 次

優良住宅部品認定基準 床下点検口（気密・断熱型）

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 床下点検口（気密・断熱型）のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

床下点検口（気密・断熱型）

I. 総則

1. 適用範囲

戸建て住宅等の床部分に設置し、床下の点検を行うための開口部品に適用する。

2. 用語の定義

- a) 蓋材：点検口の開口部に納めることによって、蓋及び床としての機能をもたせる部材をいう。
- b) 蓋用枠材：床材を組み込んで点検口の開口部に納めることによって、蓋及び床としての機能をもたせる部材をいう。
- c) 枠材：床材に取り付け、蓋材、蓋用枠材を受けるための部材をいう。
- d) 取手：蓋を開け閉めする際に使用する手掛け部材をいう。
- e) 高気密・高断熱型床下点検口：気密性・断熱性の高い床下点検口をいう。
- f) 床下収納庫対応型床下点検口：床下に収納庫を設けている床下点検口をいう。
- g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- h) 消耗品：取替えパーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成

構成部品名	構成の別 (注)	備考
蓋材（表面仕上げ材を含む）* ¹	●	* ¹ 表面仕上げを施した蓋を有する場合とする。 * ² 表面仕上げに床板を使用する場合とする。
蓋用枠材（下地材を含む）* ²	●	
枠材	●	
気密材	●	
断熱材	●	
取手	●	
内蓋	△	
補強枠	△	
床下収納庫	△	

注)

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有し

なくともよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は原則として以下とする。

- a) 点検口の枠材の床への取付
- b) 点検口の蓋材の取付（蓋板の仕上げを含む）
- c) 取手の取付
- d) 点検口の取付後の調整

6. 寸法

- a) 製作寸法許容差
点検口の各部材の製作寸法許容差は± 1 mm 以下とする。

II. 要求事項

1. 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 気密性
床下点検口は、十分な気密性能を有すること。
- b) 断熱性
床下点検口は、十分な断熱性能を有すること。
- c) 歩行快適性
蓋材、枠材等の各部材は、快適に歩行できる形状等を有すること。
- d) 操作容易性
蓋は、開閉操作が容易にできること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 荷重に対する強さ
蓋は、所定の集中荷重に対し十分な強度を有すること。
- b) 衝撃力に対する強さ
蓋は、所定の衝撃を加えた時、蓋の脱落など使用上の支障がないこと。
- c) 床下収納庫の強度
床下収納庫対応型床下点検口にあつては、床下収納庫は、所定の等分布荷重に対し、収納庫本体、支持部等の各部に異常が発生しないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 蓋及び枠の開口部の人の触れやすい箇所に、ばり、めくれ、危険な突起物等がないこと。
- b) 取手は、常時蓋の内部に収納される機構を有していること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

構成部品に使用する材料は、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

a) 水分に対する耐久性

木製の構成部材は、点検口が水回り周辺部に取付られる可能性があること及び床下から内部への水分、湿分等の侵入が想定されることに配慮し、耐水性をもつ部材を用いること。

b) 蓋の開閉繰り返し耐久性

床下収納庫対応型床下点検口にあつては、蓋は、所定の回数の開閉繰り返しにより使用上の支障がないこと。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 床下点検口（気密・断熱型）のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

- a) 保証書等の図書
無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。
- b) 無償修理保証の対象及び期間
無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、5年以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイス

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

床下点検口（気密・断熱型）の施工について、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（床下点検口（気密・断熱型） BLS IP：2013）は、2013年4月30日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（床下点検口（気密・断熱型） BLS IP：2008）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（床下点検口（気密・断熱型）） 解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（床下点検口（気密・断熱型）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 保証における免責事項の基準内への記載
2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更
3. 引用 JIS 規格の更新

II 基準改正の履歴

【2009年3月31日公表・施行】

1. 安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

【2007年11月30日公表・施行、2008年10月1日一部追記】

1. 附則の追記

【2007年11月30日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実
 - a) 認定基準の性能規定化
 - b) 認定基準の充実
 - 1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加
 - 2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実
2. 評価基準の制定
3. 様式の変更等
4. <参考>資料の記載位置の変更

【2005年9月9日公表 2005年12月1日施行】

1. 施工方法の明確化等の変更

【2003年6月2日施行】

1. 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更
2. ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け

【2002年7月1日施行】

1. ホルムアルデヒド対策の範囲について